

第10期芳賀町分別収集計画

令和4年7月

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画及び町独自の取り組みである“循環型社会「環の町 芳賀」”の各種事業を展開し、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものです。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての、基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となって取り組むことによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

年 度	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
項 目					
容器包装廃棄物	474.55	473.02	471.49	469.95	468.42

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、互いに協力し連携を図るものとする。

分別収集を実施するに当たり、町民説明会等を実施し、ごみ処理に対する意識の高揚を図る。また、ごみ減量化やリサイクルを推進するために、各種方策を実施する。

効率的な運営を図るため、回収拠点の整備とともに計画的な収集を図る。

・教育、啓発活動

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場のあり方、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況等についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生品の利用など、ごみに関する啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

商品の包装の簡素化を推進する。

・買い物袋を持参

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底の普及啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売を促進する。

・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集にかかる分別の区分（法第8条第2項第3号）

町から排出される可燃ごみの量を減らし、再商品化を図るため分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のとおり定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 *無色のガラス製容器 *茶色のガラス製容器 *その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（以下「プラスチック類」と表記）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
主としてスチール製の容器	19.35	19.29	19.23	19.17	19.10
主としてアルミ製の容器	29.97	29.87	29.77	29.68	29.58
主としてガラス製の容器 (無色)	32.83	32.73	32.62	32.52	32.41
うち引渡数量	32.43	32.33	32.22	32.12	32.01
うち独自処理量	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
主としてガラス製の容器 (茶色)	34.06	33.95	33.84	33.73	33.62
うち引渡数量	33.64	33.53	33.42	33.31	33.20
うち独自処理量	0.42	0.42	0.41	0.41	0.41
主としてガラス製の容器 (その他)	12.34	12.30	12.26	12.22	12.18
うち引渡数量	12.19	12.15	12.11	12.07	12.03
うち独自処理量	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
飲料用紙製容器 (アルミなし)	1.99	1.98	1.97	1.97	1.96
主として段ボール製の容器	122.14	121.74	121.35	120.96	12.56
ペットボトル（飲料及びしょうゆ等）	42.99	42.85	42.72	42.58	42.44
うち引渡数量	23.17	23.09	23.02	22.94	22.87
うち独自処理量	19.83	19.76	19.70	19.64	19.57
その他プラ製容器包装	50.86	50.69	50.53	50.36	50.20
うち引渡数量	50.86	50.69	50.53	50.36	50.20
うち独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直前年度の分別基準適合物等の処理実績×人口変動率

【人口変動率】

(単位：人)

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
計画策定上想定した人口	15,500	15,450	15,400	15,350	15,300
対前年度比	99.68%	99.68%	99.68%	99.68%	99.67%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続き分別収集を実施することとする。

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬 の段階	選別保管 の段階
主としてスチール製の容器	缶	芳賀郡中部環境衛生事務組合による定期収集	芳賀地区広域行政組合による選別保管
主としてアルミ製の容器			
主としてガラス製の容器	ガラスびん		
*無色のガラス製容器			
*茶色のガラス製容器			
*その他のガラス製容器			
主として段ボール製の容器	段ボール		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル		
飲料用紙製容器（アルミなし）	飲料用紙パック	委託業者による定期収集	委託業者による選別保管
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類 (白色トレイ含まず)		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収容容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	缶	コンテナ	パッカー車 (芳賀郡中 部環境衛生 事務組合)	芳賀地区広 域行政組合
主としてアルミ製の容器				
主としてガラス製の容器	ガラスびん	コンテナ		
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として段ボール製の容器	段ボール	十文字に結束		
主としてポリエチレン テレフタレート(PET) 製の容器であって飲 料、醤油等を充てんす るためのもの	ペットボトル	コンテナ		
飲料用紙製容器 (アルミなし)	飲料用 紙パック	十文字に結束	トラック (町委託業者)	町委託業者
主としてプラスチック 製の容器包装であって 上記以外のもの	プラスチック類 (白色トレイ含まず)	拠点に備え付けの フレコンバッグ		

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効性のあるものとするため、次の取り組みを進める。

- ・回収拠点を整備するため、自治会、公民館、行政区への説明を行い、趣旨理解と協力を求め円滑な回収を図る。
- ・容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と基準にしたがって適正に排出されるように啓発を行う。
- ・自治会等の団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、ステーション設置費補助などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。